



定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書



むつ市・東通村

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

むつ市（以下「甲」という。）と東通村（以下「乙」という。）は、平成27年10月5日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1中

「2 地域内外の住民との交流・移住促進

(1) 交流・移住・定住の促進

取組の内容	交流・移住・定住の促進を図るため、空家等対策による安全・安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	空家等対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

を

(2) 婚活支援の促進

取組の内容	結婚の促進を図るため、男女の多様な出会いの場を創出する等の婚活支援に関する各事業に取り組む。
甲の役割	婚活支援に関する団体を乙と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。
乙の役割	婚活支援に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。

「2 地域内外の住民との交流・移住促進

(1) 交流・移住・定住の促進

取組の内容	交流・移住・定住の促進を図るため、空家等対策による安全・安心なまちづくり等の各種事業に取り組む。
甲の役割	空家等対策の推進に関する団体を乙と共同で設置し、

	運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担するとともに中心的な役割を担う。	に
乙の役割	空家対策の推進に関する団体を甲と共同で設置し、運営をはじめとした各種事業に必要な経費を負担する。	」

改める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮 下 宗 一 郎



乙 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村長 越 善 靖 夫

